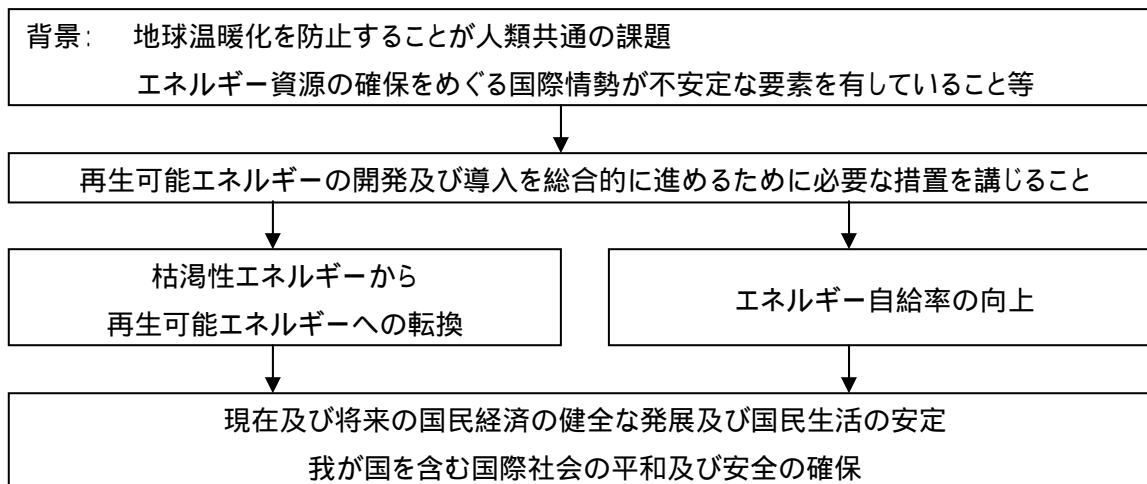


再生可能エネルギーの導入の促進に関する臨時措置法案の概要

第一章 総則

(目的)第一条



(定義)第二条

1. 「電気事業者」……一般電気事業者(電力会社)、特定電気事業者(特定の地点に電気を供給する事業者)、特定規模電気事業者(一般の大口需要家に電力を供給する事業者、PPS)
2. 「再生可能エネルギー」……風力、太陽光(太陽熱を含む)、地熱、水力(政令で定めるものに限る)、バイオマス、その他太陽、月又は地球を起源とするエネルギーで政令で定めるもの(潮汐力、波力、海洋温度差など)
3. 「再生可能エネルギー電気」……再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギーを変換して得られる電気
4. 「再生可能エネルギー熱供給」……再生可能エネルギーによって加熱され、若しくは冷却された水又は蒸気を導管により供給すること
5. 「再生可能エネルギー発電設備」……再生可能エネルギーを電気に変換する設備
6. 「再生可能エネルギー熱供給設備」……再生可能エネルギー熱供給の用に供されるボイラー、冷凍設備、循環ポンプ、整流器、導管その他の設備
7. 「枯渇性エネルギー」……石炭、石油、天然ガス、原子力、その他政令で定めるもの

(基本理念)第三条

1. エネルギー使用の合理化とともに、できる限り速やかに、関連する産業及び技術の革新的発展を促しながら進める
2. 防災及び安全な生活基盤の整備の観点から、自立分散的かつ多重的なエネルギー供給システムの整備を旨として進める
3. 地域の特性(賦存エネルギー、経済・文化振興等)に応じて進める
4. エネルギー需要の特性に応じて積極的かつ合理的に進める

各主体の責務・努力 第四～八条

(地方公共団体の責務) 第四条

- その区域の実情に応じた再生可能エネルギーの導入施策の策定と実施
- 公共事業における再生可能エネルギー設備(発電 or 熱供給設備)の導入・使用等

(国の責務) 第五条

- 地方公共団体の再生可能エネルギーの導入に関する施策の促進
- 全国的な見地から必要とされる施策の策定と実施
- 公共事業における再生可能エネルギー設備の導入・使用等

(事業者の責務) 第六条

- 事業活動において再生可能エネルギー設備を導入
- 自ら再生可能エネルギーを使用
- 地方公共団体又は国が実施する再生可能エネルギーの導入促進施策に協力
- (電気事業者)再生可能エネルギーの導入に適したエネルギー供給システムの構築
- (再生可能エネルギー設備事業者)関連設備を含めて効率化のための技術革新

(建築主等の責務) 第七条

- 再生可能エネルギー設備の導入等

(国民の努力) 第八条

- エネルギー使用の合理化と再生可能エネルギーの導入

第二章 再生可能エネルギーの導入目標

(再生可能エネルギーの導入目標) 第九条

- 政府は、枯渇性エネルギーから再生可能エネルギーに転換する政策の推進において、我が国が国際的に先導的な役割を担うことを旨として、適切な水準となるように定める

例えば、2020年に国内エネルギー使用量の20%を再生可能エネルギーとするといった目標を設定。

第三章 市区町村再生可能エネルギー導入計画

(市区町村再生可能エネルギー導入計画) 第十条

- 市区町村が区域内の再生可能エネルギーの導入に関する次のような内容の「市区町村計画」定める

再生可能エネルギーの導入可能性

再生可能エネルギーを導入するための方策に関する事項

各年度において得られる再生可能エネルギーの導入量の見込み

その他再生可能エネルギーの導入の促進に関し重要な事項

- 関係都道府県は、市区町村に対し、再生可能エネルギーの導入に関する助言その他必要な援助、市区町村計画の調整・集約を行い「都道府県再生可能エネルギー導入計画」を作成

- 国は経費の一部補助、地方債、地方交付税措置、資金確保等の援助(第十一～十三条)
市区町村が自ら再生可能エネルギーの導入に関する計画を策定し実施することの意義は、地域の特性に応じた自立分散型エネルギーの普及という観点はもちろん、地方自治、地方分権の観点からも大きい。

第四章 再生可能エネルギー設備の認定

(再生可能エネルギー発電設備の認定)第十四条

(再生可能エネルギー熱供給設備の認定)第十五条

- 主務大臣(経済産業大臣)の登録を受けた「登録認定機関」により発電段階で認定
以下第十六条～二十九条は「登録認定機関」の登録条件等にかかわる条項

第五章 再生可能エネルギー発電の導入義務

いわゆるフィードインタリフ(固定価格買取制)にかかわる規程

(再生可能エネルギー発電設備の接続義務)第三十条

- 電気事業者は「認定発電設備」を電力系統に接続したい旨の申出があったときは、遅滞なく、これを接続しなければならない

(再生可能エネルギー電気の購入義務)第三十一条

- 電気事業者は、認定発電設備によって作られた電気を、適正な価格で買い取らなければならない
- 買い取り価格は、次に掲げる事項を勘案して、中央環境審議会及び総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて政令で定める価格を下回ってはならない

当該再生可能エネルギー電力の使用によって期待できる環境保全上の価値

トプラランナー設備の費用償却年数

家庭用太陽光発電設備の場合、現在 1kwh あたり 20 円程度の買い取り価格を 40 円程度にすれば、設備投資の回収年数は 10～15 年となり、急速な普及が期待できる。(ドイツでは約 70 円、韓国では約 90 円での買い取りも)

(勧告及び命令)第三十二条

- 接続義務、買い取り義務が果たされない場合は主務大臣(経済産業大臣)により勧告及び命令

第六章 建築物への再生可能エネルギー設備の導入義務

(建築物の建築をしようとする者等の努力)第三十三条

- 建築物の建築をしようとする者、建築物の所有者は、認定再生可能エネルギー設備(発電設備又は熱供給設備)を導入することなどより、再生可能エネルギーの導入の促進に資するよう努めなければならない

(建築主等の判断の基準となるべき事項)第三十四条

- 主務大臣(国土交通大臣)は、建築物に係る再生可能エネルギーの導入の促進の適切かつ有効な実施を図るため、建築主等の判断の基準となるべき事項を定め、公表

(建築物に係る指導及び助言等)第三十五条

- 所管行政庁は、前条の判断の基準となるべき事項を勘案して、建築物の設計、施工及び維持保全に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる

(特定建築物に係る届出、勧告等)第三十六条

- 建築物の政令で定める規模以上の新築、増築をしようとする者(「特定建築主等」)は、主務省令で定めるところにより、当該建築物(「特定建築物」)の設計及び施工に係る事項のうち再生可能エネルギーの導入促進のための措置に関するものを所管行政庁に届け出なければならない
- 所管行政庁は、判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、変更すべき旨を勧告、命令(維持保全についても同様)

「特定建築物」は、延床面積 3000 m²以上の建築物を想定

(再生可能エネルギーに関する証書の利用の促進)第三十七条

いわゆるグリーン電力証書及びグリーン熱供給証書の登録認定機関による発行と利用促進に関する規程。

再生可能エネルギー設備所有者及び登録認定機関のメリット(収入源)を確保するとともに、証書の認証・発行の基準等を主務大臣が定めることにより、国及び地方公共団体の証書購入を含めた利用促進を図る。

第七章 雑則

(再生可能エネルギーに関する統計の整備)第三十八条

国の再生可能エネルギーに関する統計整備のための措置義務

(主務大臣)第三十九条

この法律における主務大臣(環境大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び農林水産大臣)に関する規程。

第八章 罰則

第四十条は、電気事業者及び特定建築主等に対する罰則

第四十一～四十二条 登録認定機関に対する罰則

附 則

2020 年までの時限立法

【参考：法案スキーム図】

目的：
再生可能エネルギーの導入促進 枯渇性エネルギーからの転換、エネルギー自給率向上

- 基本理念：
1. エネルギー使用の合理化とともに、できる限り速やかに、関連する産業及び技術の革新的発展を促しながら進める
 2. 防災及び安全な生活基盤の整備の観点から、自立分散的かつ多重的なエネルギー供給システムの整備を旨として進める
 3. 地域の特性(賦存エネルギー、経済、文化等)に応じて進める
 4. エネルギー需要の特性に応じて積極的かつ合理的に進める

